

租税特別措置に係る政策評価の基本的枠組みについて（案）

租税特別措置に係る政策評価については、以下により制度化を行うこととした。

1 租税特別措置（※）の基本的対象範囲

政策評価の対象とする租税特別措置（以下「租特」という。）の範囲については、平成 22 年度税制改正大綱の考え方を踏まえ、租特のうち特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものを基本とする。

※ 便宜上、国税、地方税ともに「租税特別措置」の語を用いる。

2 事前評価について

各府省が租特の新設を要望しようとする場合又は既存の租特の拡充又は延長（期限の廃止を含む。）を要望しようとする場合に、事前評価の実施を義務付けるため、政策評価法施行令を改正する。

(1) 義務付けの対象とする税目

事前評価を法令上義務付ける税目としては、各府省における実態把握の可能性等を踏まえ、法人税、法人住民税、法人事業税とし、その他の税目については、法令上の義務ではないが、政策評価に関する基本方針において、積極的に評価に取り組むよう努めることを明記する。

(2) 事前評価の実施時期

租特の要望に係る事前評価の結果は、①各府省における税制改正要望の意思決定、②税務当局を中心とする税制改正作業において、重要な情報として用いることが求められる。したがって、事前評価の実施時期については、8 月末の税制改正要望に向けた各府省の検討過程において評価結果が有効に用いられるよう適切なタイミングで実施する必要がある。

(3) 施行時期等

平成 23 年度税制改正作業において事前評価の結果が活用されるよう、速やかに政策評価法施行令の改正を行い、公布日から施行する。また、評価方法について定めるガイドラインも同時に策定する。

3 事後評価について

各府省が作成する政策評価に関する基本計画及び事後評価の実施計画において、租特が事後評価の対象政策として確実に位置づけられるようにするため、政策評価に関する基本方針を改正する。

(1) 義務付けの対象とする税目

政策評価に関する基本方針において、事後評価の実施を義務とする税目としては、各府省における実態把握の可能性等を踏まえ、法人税、法人住民税、法人事業税とし、その他の税目については、積極的に評価に取り組むよう努めることを明記する。

(2) 事後評価のサイクル、実施時期

事後評価については、10年以上にわたって存続している租特から順に取り組むなど、評価の必要性の高いものから計画的に実施する。評価のサイクルとしては、政策評価に関する基本計画の期間を踏まえ、3～5年に1回は評価を行うことを原則とする。また、今年の税制改正作業以降の3年間で、事後評価の義務付けの対象となる税目に係る租特は、すべて評価の対象とする。

事後評価についても、省内の検討や毎年の税制改正作業において有効に用いられるよう、8月末までの適切なタイミングで実施する必要がある。

(3) 施行時期等

平成23年度税制改正作業において事後評価の結果が活用されるよう、速やかに政策評価に関する基本方針の改正を行い、同時に施行する。また、評価方法について定めるガイドラインも同時に策定する。

以上

租税特別措置に係る政策評価の対象範囲について

税負担を軽減する措置

税負担を増加する措置

手続の特例等

国税関係

法人税

(租特透明化法に基づく適用額明細書の提出義務の対象)

その他の税目

地方税関係

法人事業税
法人住民税

その他の税目

法令上の事前評価の義務付け対象範囲

基本方針に基づく事後評価の義務付け対象範囲

基本方針に基づく事前評価の努力義務の対象範囲

基本方針に基づく事後評価の努力義務の対象範囲

政策評価の対象範囲